

平成29年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成29年6月15日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議員派遣について
日程第4 一般質問
日程第5 議第28号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議第29号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第30号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第31号 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議第32号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について
議第33号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良2号工事請負契約の締結について
日程第10 議第34号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第1号）
議第35号 平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 服部圭子君、 3番 今井昌平君、
4番 嶋田有康君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 加藤邦之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山 哉 史君、 書 記 今 井 由 美君、
書 記 今 井 寧 菜君

7. 会議の経過

(議長 9番 加藤邦之君)

- 議 長 皆さん、おはようございます。本日、白川町議会第2回定例会を招集しましたところ、議会の皆様、また執行部、関係者の皆様のご出席をいただき心より感謝申し上げます。

さて、6月12日の日本経済新聞に掲載されたと思いますが、高知県大川村の定例会で、村長さんが2年後の議員選挙に向けて、議会に変わって有権者が直接議案、条例などを審議する町村総会の設置を検討すると表明されました。人口400人の大川村は、離島を除き日本では一番少ない人口の村だと聞いております。議員は6人ということで、議員不足、担い手不足ということが心配されるということで、こういう方向で考えられたそうでございます。この間、全国の議長、副議長会議におきましても、そんな話題はちょっと出ておりましたが、これも全国的に広がっていくのではないかというふうに思っております。しかし、村長さんは、あくまでも議会の存在が大前提であるということを表示されて検討に入るということでもございました。これを受けて国の総務省の方でも、これに似た形で検討をするということ聞いております。こういう期におきまして、議会そのものの存在意義というものを町民の皆さんも再認識をしていただければ非常に有りがたいと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の会議中、CCNETによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知置きください。

- 議 長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 ただ今から平成29年白川町議会第2回定例会を開会します。
- 議 長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 杉山哉史君)

- 事務局長 平成29年5月12日、第1回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第2号 簡易水道特別会計の繰越し明許費繰越計算書」、「報第3号 事故繰越し計算書」について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、5月25日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里財団」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ

」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から平成28年度事業報告書、収支決算書及び平成29年度事業計画書並びに収支予算書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

- 議 長 　　ただちに本日の会議を開きます。
- ◇日程第1 　会議録署名者の指名
- 議 長 　　日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 　　会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番 細江茂樹君、8番 安江孝弘君を指名します。
- ◇日程第2 　会期の決定
- 議 長 　　日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 　　お諮りします。
- 今期定例会の会期は、本日から19日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 　　ご異議なしと認めます。
- よって会期は、本日から19日までの5日間と決定しました。
- 議 長 　　ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。町長。
- （町長 横家敏昭君 登壇）
- 町 長 　　本日ここに白川町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員全員のご参加をいただきまして、ありがとうございます。
- 梅雨入り宣言はありましたけれども、例年の降雨量の半分以下という乾燥した毎日が続いておりますが、季節はホタル狩りの候となりました。日本に生息するホタルは約40種あり、水辺に生息するものは源氏ボタルと平家ボタルが代表的で、源氏は平家よりやや大きく、成虫が現れる時期も早いようでございます。ホタル20日、セミ3日という言葉がありますが、実際はそれよりも短いようでございます。
- 先週の金曜日は知事と町村長との意見交換があり、その席で知事のあいさつが、岐阜にイジュー！のテレビドラマを大きく取り上げていただきました。また今週の月曜日、国道41号の強靱化の陳情に関係市町村長と国土交通省、財務省へ出向きまして、その中で私たち地域は過疎化が進んでいはいるけれども、岐阜にイジュー！のテレビドラマにあるように、住んでいる人たちは生き生きしている。また、農林産物の海外への輸出などを地域が頑張っている、そうした住民の頑張りのある地域を応援したいとの陳情への返答をいただき、大変あ

りがたいことだと感じておるところでございます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正4件、工事請負契約の締結2件、平成29年度一般会計補正予算（第1号）1件、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）1件の合わせて8件を上程しております。このほか、白川町農業委員会委員の任命に係る人事案件14件を予定しております。

議第28号から議第31号の条例の一部改正につきましては、児童福祉法の改正による人事院規則の一部改正、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、関連する4件の条例につきまして、それぞれ所要の改正を行なおうとするものでございます。

議第32号及び議第33号は、白川簡易水道中川浄水場と赤川簡易水道切井浄水場の増補改良工事の請負契約の締結について、議決を求めるものであります。

議第34号は、平成29年度白川町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、6,700万円を追加して、補正後の予算総額を60億9,700万円とするものです。議会費では、議員共済会負担金として22万円を追加、総務費では、町有地の景観整備や旧農協和泉支店の改修といった普通財産の管理費に701万円、公共交通に携わる集落支援員の設置に304万円などを追加、民生費では、障害者福祉及び障害者支援費事業に366万円を追加、衛生費では、大腸がん検診事業に99万円を追加、農林水産業費のうち農業費では、農業委員への活動報酬加算として106万円を、成山及び宇津尾の各営農組合が実施する獣害防止柵設置に対する補助金として1,932万円を、佐見地区に集落支援員を設置する費用として330万円などを追加、林業費では、中小規模森林所有者が行う森林整備を支援する費用として225万円を、100年先の森林づくり計画策定及び県産材の競争力強化と販路拡大を図るための費用として155万円などを追加、土木費では、町単独道路新設改良事業に係る設計委託料として550万円などを追加、消防費では、消防団退職者の確定に伴い退職報償金を133万円追加、教育費では、文部科学省の委託を受けて実施する系統性のある支援研究事業、通級による指導担当教員等専門性充実事業及び発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業の費用と

して308万円を、黒川中学校自転車置き場の石積み修繕費用として260万円を、文化財保護に対する補助金を100万円計上したほか、その他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算では、県産材競争力強化と販路拡大を図るための費用に対する東白川村からの負担金を、文部科学省委託事業に対する国庫支出金を、農業委員の活動報酬に対する農地利用最適化推進交付金、鳥獣被害防止総合対策整備事業費、野生獣被害集落緊急支援事業費、自伐林家型地域森林整備事業補助金といった県支出金をそれぞれ追加、諸収入では、消防団員退職報償金に対する消防団員等公務災害共済基金からの155万円などをそれぞれ追加計上したほか、平成28年度からの繰越金4,148万円余を追加して収支の均衡を図りました。

議第35号は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、国民健康保険税システムの改修費および前期高齢者納付金として100万円を追加し、補正後の予算総額を10億9,900万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。

幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、4名の通告があります。

なお、申し合わせにより、一問一答方式で行い、質問回数は一つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

8番 安江孝弘君。

(8番 安江孝弘君)

○ 8番 ただ今、議長さんから一般質問の許可をいただきました。一般質問に入る前に感謝を申し上げたいと思います。実は私ども、私自身も4年前、町議会議員選挙当選をさせていただきました。その時は、9名の定員いっぱい無投票で当選をさせていただきました、今日で最終の議会になってしまいました。この4年間、町民の期待することもできず、申し訳なく思っておるわけでございます。それから、今までのこの4年間におきまして、町長はじめ、職員の皆様に大変ご指導を賜りましたこと、心から感謝申し上げます、一般質問に入りたいと思います。

私は今回の質問につきましては、本町の基盤産業である美濃白川茶についてお尋ねをしてみたいと思います。白川町の基盤産業の一つである美濃白川茶の生産、販売などトータルの振興策について、今後建設を予定される地方創生拠点事業の一つである道の駅ピアチェーレの施設拡充問題とあわせて町の考えを伺いたいと思います。

まずは、美濃白川茶に関する問題であります。過日までに行われた白川茶共販実績について、昨年度と比較して実績数量が伸びているにもかかわらず、大きく平均単価が下がっていることにまず疑問を感じております。これは一部の組合のみならず、町内各組合とも同様な傾向にあり、このような現象については、いくつかの原因が考えられると思います。私的には、お茶の出来が悪かったのか、あるいはお茶の需要が伸びていないのか、また、導入している機械

が悪いのか、大きくこの3点ではないかと考えております。お茶の出来不出来につきましては、そのときの気候が大きく関与することは、お茶栽培農家は長年の経験から、当然理解をしているものと思っております。そして、町における追肥などのお茶栽培指導がしっかりされていれば、ありえないことと考えますし、2点目のお茶の需要が伸びていないということについては、多額の経費をかけ、海外販路拡大等の事業展開をしてきた本町の事業に対して、ことさら不思議な感がするわけであります。

3点目の機械の調子が悪かったということになると、長年本町のお茶生産機械としてカワサキの機械が納入されていると思いますが、いかがなものかという疑問も隠し切れません。

お茶の栽培に関しては、本町が栽培地域の北限とも言われており、寒暖の差が大きいほど味や香りが際立って素晴らしい特産品に仕上がると伺っております。しかしながら、今年のお茶は香りが少ないのではと消費者の間で言われております。そこで、安定した上質な茶葉を栽培することに対して、生産者には町はどのような栽培指導を行っているのかお尋ねをいたしたいと思っております。

また、昨年度から海外販路拡大事業として、台湾、韓国、マレーシア、先月はカナダバンクーバーで販促事業をされておりますが、このような事業で採算のとれる安定した需要が本当に得られるのか、生産者や茶商が安心して美濃白川茶の生産や販売が続けられるのか、私は農家の立場に立って施策を展開すべきと感じております。本町では、過去明治14年に茶連がサンフランシスコへの輸出事業を行っていましたが、国内販売を主力として、飛騨地域や信濃地域への販売事業に切り替えをしております。前術した通り、お茶栽培については本町が北限地域ということから、国内では、とりわけ信越、東北、北海道と言ったお茶が生産できないエリアでの積極的なPRと販売促進が将来の需要に繋がるのではないかと考えますが、こうした地域での促進事業に取り組む考えはないかを伺います。

そしてまた、安定した需要が見込まれている定住自立圏での保育園、小学校、中学校での学校給食におけるお茶の導入について、過去から話題にはなっているものの、お茶の効能や感染予防等、健康な次世代の子ども達を育成するためにも、特定保健用食品の認定も含め、本腰を入れて検討する気はないかお尋ねをいたします。

そしてまた今回、広野のお茶の出来が非常に悪く、取引高も少なかったということですが、これは機械によるものか、人的によるものか存じておりませんが、蒸し工程が正常に機能しなかったことによると伺っておりますが、この原因の究明について人的なものであるか、また機械によるものであるならば、町

としては機械納入業者から原因と対策について報告を受けているものと思いますが、後程詳しく報告をお願いしたいと思います。

最後に、地方創生拠点整備事業での道の駅施設拡充の問題であります。国道を挟んでの施設整備と営業に関しては、高齢化が進む中、歩道橋を渡って往来する顧客の確保が難しいと考え、むしろ現状より経営が悪化するのではないかと危惧をしておる次第です。現にピアチェーレの職員の中でも、同様に不安に思っておられる従業員の方も多く、むしろ現在のピアチェーレの店舗を拡充してほしいとの要望も寄せられておりますが、新しく整備する施設には現在ピアチェーレにあるハム工場とお茶工場の機能を移管し、残ったスペースでテナントとして町内商工業者へ貸すことで、使用料収入を得ることのほうが得策であると考えますが、この件に関してしてどのようにお考えか、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。以上、よろしくご答弁をお願いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは8番 安江孝弘議員の、本町の基幹産業である美濃白川茶についてにお答えいたします。

基幹産業である白川町のお茶栽培は、奈良時代に泰澄大師が山城の国よりお茶の種子を持ち帰り、広野の里人に呼びかけ栽培を始めたことが起源とされております。江戸時代には北陸から東北地方へ、明治になるとアメリカへ輸出されております。戦後はこの地方の気候・土質に適しているとのことでお茶栽培が奨励され、昭和40年以降栽培面積の増加と共に販売額も増加しまして、基幹産業としての地位を占める事になりました。

茶園の管理ですが、摘採前だけでなく、前年二番茶適採後から次の年の一番茶を摘採するまでの間の管理が大切といわれております。地域に合った体系的な栽培技術が必要でございます。今年は、4月下旬近くまで冷涼な日が続き茶の生育が心配されました。5月になりようやく温暖な気候となり生育が進み、平年を10日近く遅れて一番茶の摘採時期となりました。白川町では標高200m程度から500m程度までと標高差が大きく、組合毎に地域に合った茶園管理を行う必要があります、それぞれ適切に行っていただいております。

また関係機関としてJAめぐみのサポートセンターでは茶園状況を把握するため、年1回の土壌調査を実施しており、また、栽培指導相談として可茂農林事務所農業普及課の茶の普及担当者、JAめぐみのサポートセンター茶の担当者が各組合に出向き、各組合の皆さんと相談しながら茶園管理、適採時期を決定しております。行政当局としては、茶業振興会を主体に栽培管理情報・販売情報・補助関係情報などお茶に関する資料や情報共有を進めるなど、ソフト面

での支援を実施しています。今後もこの体制を維持強化し、適正な茶園管理を行っていくよう進めて参りますのでよろしくお願ひします。

広野茶生産組合の共販の販売額減少の要因として、荒茶の品質に問題があったとの理由を聞いております。今年的气候の変化は例年になく、低温状態が続きましたが、幸いにも霜の被害もなく荒茶の出来と販売量に期待をしておりました。荒茶は、前年の晩秋の气候が出来を左右すると言われております。昨年の晩秋は気温が高く、これが今回の荒茶の出来を左右していたとも考えます。このため、例年の荒茶製造方法と同様な加工を行えば少なからず今回のような状況を起こすのではないかと考えております。今後、広野茶生産組合関係者と協議し、原因究明や茶業振興会での検討会を行うなど、今後の各組合の加工技術向上に向けた取組を実施していきたいと考えております。当然その場には加工機械納入業者も一緒に参加していただいて、今後に向けての対策をとるよう白川町茶業振興会として進めてまいりますのでご承知願ひします。

販路拡大としての海外への取組ですが、昨年4月よりマレーシア、9月に台湾の販売を手がけております。今年5月迄にマレーシアで煎茶、ほうじ茶、玄米茶など約430kg、160万円程度の販売額でございます。台湾へは「香る」を中心として約200kg、160万円程度を出荷販売しております。カナダは、日本貿易振興機構（ジェトロ）の紹介によりバンクーバー市内で白川茶を扱っていただけそうな5店舗と商談を行いました。結果として納品見積依頼が2店舗、商品の注文が2店舗、来日予定が1店舗となっております。海外展開は、始まって1年であり今後3年程度の期間は見守っていただきたいと考えております。なお、今期「香る」の生産を町内各組合に依頼し、総量で約500kg程度を確保しております。茶業振興会として各組合に働きかけたことで、生産者の皆さんの意欲も現れてきたと感じています。今後も生産者の皆さんに海外での販売情報を提供していきたいと考えております。

国内販売では、東北方面の最近の動向として、静岡の大手商社から東北大地震後売れなくなったとの話を聞いております。お隣の東白川村でも販路の一つとしてJAと協力して販売しているそうですが、あまり芳しくないとの話を聞いております。白川町茶業振興会としては茶商の皆さんと協力して、首都圏をはじめとした商談会を利用し国内の販路拡大も進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

学校給食におけるお茶の導入に関しては、白川町を含め定住自立圏内の一市七か町村では、給食でお茶を提供している所はありませんし、給茶器を設置している市町村もありません。白川町ではいつでもお茶を飲めるようにと、町内8つの小中学校に給茶機を設置しています。給食におけるお茶の利用として、

白川茶メシ、白川茶蒸しパン、白川茶天ぷら、餃子、シュウマイなどを提供しております。定住自立圏の各市町村ではそれぞれお茶農家がありますので、各自治体でお茶に対しては対応していただくことになると思います。

特定保険用食品の認定は、申請から認可までに長い時間を必要とします。一例として保有する成分と効用の関係証明に2年近くを要したとの事例や、この間の研究費など全体に多大な費用、一説には億単位の事例もあります。これとは別にGAP(生産工程管理)の認証があります。東京オリンピック・パラリンピックでの食材の使用などで注目されていますが、今後の白川茶の販売展開のために必要と考えて、昨年より茶業振興会で取り組んでおります。今後の検討を進め、早期に認証申請できるようにしていきたいと考えております。

さて最後に、地方創生事業による道の駅第2駐車場に建設する複合施設は、議員協議会でも説明させていただいておりますが、高齢者と女性の活躍できる複合施設として事業採択されております。農産物直売所の白川野菜村チャオ、地元産農産物加工のてまひまの店、多様な商工業者の販売拠点として商工会エリア、その中に町のPR役の観光協会に建設検討委員として参画していただいております。複合施設にも商工関係者のテナント部分がありますので、商工会員の皆様に充分利用していただきたいと考えております。ピアチェーレと複合施設は国道を挟んでおり、両者の客の移動に不安を持たれると思いますが、ピアチェーレも交えた集客用イベントの開催、農業体験、SNS等を利用した宣伝広告等、共同で考え集客力を高めていきたいと考えております。いずれにしても、新しい運営組織を編成し協議検討していきますので、安江議員を含めた議会の皆様のご協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、安江議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問。はい。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 今、長々としゃべられたが答弁じゃないですよ。そんなことは分かっております。私は。内容をもっとしっかりして、質問を1週間も前に出したなら町民の分かりやすい、お茶を栽培する人が、なるほど良い答弁をしてくれたなということを書いていただきゃなきゃ、こんな答弁じゃ、我々いつも議員でできてわかっておることです。この質問の内容をよく読んで、何をあの人は言っているか、農家の皆さんは何を聞いているか、そこが分からなきゃ、こんな答弁を何回しても駄目ですよ。そしてこれには、町長が自らこうだと、ピアチェーレや茶連でもそうです。お茶が安くなった。農業開発は何でできたんですか。そういう肝心の答弁が全然できておらない。農業開発を造ったのは、お茶が安くなった時に農業開発で買い占めて、そして業者にまた売りさばっていくとい

うようなために農業開発ができたと私は思っておるんです。こんなことで、ピアチェーレにまたいろいろ造るわけで、我々議会が賛成したで造るというようなことを言うておられるそうですけれども、予算がついてきて、作らざるを得ないから賛成せざるを得ないと私は思っておるんですけれども、そういう状況の中で、もう少し農家の皆さんの親身になった答弁をしていただかないと、今の課長の答弁では納得できません。答弁じゃないですよ。この質問状に書いたのを一つ一つ答弁していくなら、あんなことでは済まされないと私は思うんです。このことは、ピアチェーレの問題にしても、これは町長が中に入っておられる。やっぱり町長がですね、白川町の町長をしておいてあれも社長、これもやる、町長がそんなに出来るはずがないと思っております。それは分かります。しかし指導力というのは、町長がこれをしなさい、あれをしなさいと言わなきゃ誰もやる者はないですよ。今ピアチェーレに新しく野菜市場をまた造るということでもそうですよ。中身が完全にまとまって出来るんじゃないです。そして今、私が質問しておるのは、お茶を今後の白川町がどうしていくかということを知っておるんです。そのことを今、長々と課長がしゃべられたけれども、この安くなったお茶、おそらく来年度は栽培が激減しますよ。そうした時の白川茶は、そして白川町は、東濃ひのきと美濃白川茶で名前をうっているわけです。その桜も、木も駄目、お茶がこんな状況で駄目になっていたらどうするんですか。だからここで質問をして、町の深刻なお茶に対するこうだからお茶をこうしていくということを答弁してほしい、その為に私は質問したんです。そういう答弁は何もないでしょ。どうするんですか、来年から。お茶栽培が激減しますよ。この状況では。これをですね、町執行部がしっかりと組んで、そして団結して、お茶農家とこういう状況にしていきたいということを町長が中心になって、話しかけてやっていかなきゃ、お茶なんか本当になくなってしまいます。今、お茶を栽培するには、農協から出す肥料が2万袋以上あり、肥料代だけでも大変なことなんです。1Kg 2千円以下でお茶を売っていたらお茶なんか辞めた方がいいんです。お茶を高く売るために白川茶の斡旋所というのができて、入札して高く売っていく。その斡旋所が斡旋できなくなってしまった。業者が安いといったから安い。入札できない。今回、広野では2t持って帰っている。どうするんですか。そういう持って帰るお茶を農業開発で買い占めて、その為にあれはできたはずだと私は思っておるんです。それもできないで、農業開発が他所のお茶をたくさん買ったかもしれないけれども、白川茶をもっと高く買ってやることを考えてほしいし、入札ができないということ自体がおかしいことないですか。私はそういうことを聞いたつもりです。全体的に。今課長が言ったことはありふれて、議員皆知っておりますよ。本来は、今の農

業開発や生産組合に対して、今後こういう指導をしていくと、お茶については将来、こういう見通しだと、海外の販路もそうです。組合員に相談されて海外やられたんですか。全然お茶組合はそんなの知らなかったですよ。一人歩きして、そして勝手勝手にやっておったらお茶なんか作る所がなくなってしまいます。このお茶に対する、今私が質問したことを今一度、課長と町長でどうするのか、このお茶の厳しいやつを、将来的にどう考えていくと。これは例えば宇津尾の茶工場だけやないんですよ。白川町のお茶全体の問題なんです。特に今年は広野のお茶が形状等いろいろ悪かった。これはどこへ悪いことがいくかわからない。そういうことを考えた時に、やっぱり町長がお茶の組合の大将であれば、それなりの考え方をもってお茶組合のそれぞれの皆さんに対応ができるような返事をしていただかんと、私が質問をして、これ遊びでやっとするわけではない。もうちょっと真剣に答弁してほしい。私に答弁しなくてもいいんです。農家の、お茶を栽培しておる皆さんに真剣な態度で答弁してほしい。今、課長さんが答弁されたことは、日頃農家の皆さんの方が良く知っているんです。もうちょっと、わざわざ何日も前に質問状を出させるなら、もうちょっとしっかりした答弁をしてほしい。議長におかれて、今、私の質問したことに對して、今一度しっかりとしたお茶栽培の皆さんに納得のいく答弁をしてほしいことをお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。はい、町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ご指摘をいただきまして、一部見解の相違もあるというふうに思っておりますが、私は茶業振興会の会長という立場の中で、自分の思いというものを答弁させていただきます。

茶業振興会というのは、茶生産者組合、それから茶商会もお入りになっておりまして、その中で、いろんな検討をしておるわけですが、過去の茶業振興会というのは年に1、2回しか開かれていない状況であったんです。議員ご指摘のように、お茶の単価の下がっておる現状を踏まえて、このままではいかんと。しかも、役場が海外展開というお話ですけれども、これはそもそも役場がやる仕事ではないというふうに思っております、当然、茶連なりお茶の販売の専門のところがございますので、その皆さんたちが先頭に立ってやられるべきと思います。当然、議員も農協の理事もやられておりまして、その当時からのご質問もいただいておって、特に茶連の運営につきまして、いろんなご意見をいただいたわけでございます。それらの意見を集約いたしまして、これはもう、行政の方で手掛けなければいけないなという思いの中で、初めて去年海外展開ということを手掛けたわけでございます。これにつきましては当然、

茶業振興会の皆さん方、そのお茶を作るのは生産者の皆さんですから、海外でどのお茶が売れるかというのを、できたものを、余っているものを売るのがじゃなくして、海外の需要に合った物を売らなければいけないものですから、当然、生産者の皆さん方にこうしたお茶を作って欲しいと言う形の中で進めておる話でございます。ですからこれが今回、今年が一番茶からもうすでに海外の需要に合ったお茶の生産委託という、委託栽培という形でもうすすめておることは、もう皆さんご承知の通りでございます。

今回たまたま市場におきましてでました問題につきましては、これは、それぞれいろんな原因があろうかと思えますけれども、お茶の単価が安いというのは、決して白川だけではないことはもう当然ご承知だと思います。それから他の産地というのも、自分たちが生きていくためにも、日々死にものぐるいで売り出していくということです。その中で、私どもはできるところから今進めておるということは現実でございます、先ほどのピアチェーレの話もごきますけれども、当然農業開発が買い支えして売っていくのが、農業開発を造った時の目的でございます。それを今一度、今の状態の中で、この地域の中で売るということに対して非常に、今までの状態のまま売るという事は当然行き詰まっておるということでございますので、さらに、ピアチェーレのてこ入れというものを、これは行政と農協が入っておりますので、農協との間の中でさらに進めていくところでございます。

それからもう1点でございますけれども、今現実におちゃを栽培されておる農家の方というのが、高齢化が進んでおまして、品質そのものというのは、改植だとかそういったものがなかなかできない状態の中で、お茶の品質がどんどん下がっておる事も事実でございます、いわゆる消費者の口に合うお茶が生産できていないのが、現実でございます。意欲のあるところのお茶というのは改植が進みまして、その改植が進んだお茶は今回の市場においても、立派なそれに見合った単価で取引されておるというふうに考えております。

それからもう1点でございますけれども、つい2、3日前に茶連の結果が出てまいりました。その状況を見てましても、各お茶組合、明暗がそれぞれ分かれておるなというところでございます。状況をみてましても、それぞれ努力をされておるところ、あるいは業者へ直接働きかけておられるところというのはやはり結構束ねて売れているというのも現実でございます。私ども行政が一番心がけていきたいのは、ピアチェーレの力をなんとか発揮させていくような、そんな運営をしていけば、生産者も安定した価格になれば少しでもを栽培に意欲が湧いてくるのではないかという思いでございます。海外展開というのはわずかな希望でありまして、それが今回こういう結果で、私どもが予期していたよ

りは大変売れているということは、ありがたい展開だなというふうに思っております。そのことを報告申し上げたいというふうに思います。

○ 議長 再々質問ありますか。

(8番 安江孝弘君)

○ 8番 ただ今町長から海外への状況、お茶の今までの状況について答弁をしていただきました。このお茶のいろいろな問題については、一口に言って、はい分かりました、これで結構ですとはできないと思いますけれども、今、非常に町長も言われたように、お年寄りが増えてきて、お茶そのものが栽培するに大変だと。例えば地元の、私の集落も東白川の方がお茶栽培をして、大体1町5、6反くらい東白川の方が管理しておられるわけですが、そしてそのお茶を刈って積んで、宇津尾の機械で揉んでくださればいいけど、東白川へ持って行ってしまふ。東白川へ持って行って揉めば東白川のお金になるのに、なぜ地元のお金にならないかなど考える訳ですが、これは個人の自由ですし、働く者がおらんということであれば仕方ない訳でございますけれども、お茶一つ一つが、これからお茶の栽培をどうしていくかっていう今、広野や宇津尾、中野の栽培しておられる方のほうが、我々よりはるかに研究しておられて、とろいこと言っとるなどと言われるくらい叱られると思うんですけれども、そういう状況の中で行政としてできることはこれだけはしたい、こういうことを茶農家に何とかしてやりたいというようなことを、お茶農家は思っておるんです。そういうことをですね、町長の口からお茶に対してこういうことすると。これから若者がお茶離れしていくというようなこと。そしてお茶を少しでも多く飲んで、さばいていきたいとすると、この学校の生徒にお茶を飲ませる、いわゆる保育園から小中学校の子にお茶を飲ませることは白川町だけでもやってほしいけれども、今回、県下の子供たちに飲ませていただければかなりのお茶の量が、出ていくわけでございますけれども、今度白川町も、県の教育委員長会か教育長会が白川町であるそうですが、教育長におかれては、そういうことを教育長として岐阜県のそういう方々にお願いをして、ちょっとでもお茶が増えるような方法を考えてほしいと私は思うんですが、そういうことが、執行部のやられる話じゃないかと思うんです。お茶はどうでもいい。そして、どうでもいいという形やなしに、ピアチェーレもそうです。今、社長を募集してやったら、その社長がなんともならない。そして今、支配人を募集しておられる。それぐらい行政のやる、いわゆる公共のやる施設はチグハグなことなんです。社長が辞める前に、支配人を雇って、今軌道に乗るぐらいの状況であればいいですが、まだ、30日をめあてに締め切って支配人を募集しておられる。そんな悠長なですね、これが個人の状況やったらそんなことはできないと思う。役場が管理して、中に

入って金が足らな行政が出すというような、みんなそう思つとる。役場はそう思っていないくて、だから、そういう社長でも、社長がどうにもならん人を雇つて、金を使われて赤字にされた。その状況でもですね、町長が、しっかり今度は切ってくださったけれども、その穴埋めを誰がするのか。行政で埋めてかなきゃならん、そういう一つ一つの問題がですね、いかにも、行政の親方日の丸式でここまできたことが、お茶農家まで大きな問題になってしまう。そういうことを私は、質問を通じて聞いたつもりです。しかし、内容が悪いために私の納得する答弁がいただけなかったことも事実ですが、これからお茶農家をどう指導して、そして白川町中のお茶をどうしていくかということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 先ほど何度も申し上げておるところでございますが、お茶の栽培につきましては、いろんな形で補助制度も出ておりまして、新しくし改植をされる、今度も茶の里 黒川におきまして、大きな改植をされるわけでございます。これらにつきましても、順調に進んでおるといふふうに思っております。それでないと今後茶園の管理というのはできないというふうには私は考えており、いわゆる今までの急傾斜地のところで2人用の機械でというような茶園は維持できないというふうには考えておりまして、乗用の入る茶園を重点的に作っていく必要がまだまだこの整備が必要であると考えてもおりますし、それからその中でも、今後中野の製茶組合におきまして、工場の用地が確保できておりまして、今後その整備も進めていきたいということで、それぞれまた、生産者の皆さんが頑張っておみえになります。その頑張りに町の財政もそうですけど、いろんな意味で支援をしてまいりたいという思いでありますことを申し述べさせていただきます。

○ 議 長 8番 安江孝弘君の質問を終わります。
ここで10分間の休憩に入ります。11時5分まで休憩とします。

(午前10時55分)

○ 議 長 再開します。先ほど本会議中に休憩をとりましたが、委員各位の皆様の全員の承諾を得ていなかったことにつきまして、陳謝申し上げます。

それでは、一般質問を続けます。

(午前11時05分)

次に、6番 鈴木正次郎君。

(6番 鈴木正次郎君)

○ 6 番 ただ今、議長さんのお許しをいただきましたので、私なりの一般質問をさせていただきます。

今、町では地籍調査事業が進められておりますが、この事業に着手されて、今年で29年を経過したというふう聞いております。この事業が完了するには、これから相当な年月を費やさねばならんと思うが、今回私は、すでに調査済みのところでの気づいたことについて伺いたいと思いますが、私は専門家ではありませんので、法律には大変疎いですし、法的な見解でものを言うのではなく、一般的な状況判断での私的な見解で伺うものでありますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

そこで今日は、3つに分けて質問をさせていただきます。第1点目は、公衆用道路、とりわけ町道と認定されている道路と、民地境界についてであります。道路敷の隣地である民地に自生した樹木が、数年経過する間に幹や枝が公衆道路の地上に繁茂して、通行する車両等にさしさわりするような状況を見受けるところがあり、そのような状況を公衆用道路の管理者である役所は、どのような見解を持ち、どのような対処をされる考えか、また、今後よりよき道路環境をつくっていくには、どんな考え方を持っておられるか伺いたいと思います。

2つ目は、河川敷と民地の関係について伺います。岐阜県は、清流の国岐阜というキャッチフレーズで、あの清流国体から始まって様々な行事、清流という言葉の冠をつけますが、どこが清流と言えるのでしょうか。例えば10年前に始まった川を綺麗にする活動であるリバープレーヤー活動でも、最近ではボランティアで出動してくれる地元住民のお茶代も厳しいような情勢となりました。お上は掛け声とやってることがどうもちぐはぐな感じを受ける昨今であります。そういう疑問を感じてるのは、私だけではないと思います。

さて本題は、河川の状況と官民の境界の見解についてであります。岸辺の民地の樹木が伸び放題になって河川の上を覆ってしまい、せっかくの清流を見ることができなくなっているのが今の状況だと思います。川の管理は官ですね。行政の領域でありながら、岸辺の民地から樹木が繁茂したことに対して、行政はどんな手だてがあり、今後どのような指導や、対処を考えておられるのか。私たちの町は、山と川が売り物なんです。ですから、この川をどう守るか、そして、誰でも川に近づけて楽しめる川の環境を早く取り戻したいものだと考えておりましたの質問であります。

3つ目は、地籍調査の本来の目的は何だろうかと考えたとき、この事業は昔からよく言われた100年の計ともいふべき様々な要素を持った事業と考えながら、この事業の遂行に職員は当たっておられるかということでもあります。また、そのことに対して十分な職員の研修や研鑽もされているのか。私は最近そうしたことで疑問を持った案件があったわけでもあります。例を一つ挙げれば、

切土の大きい法面があって、そして逆に言うと切土が多いということは盛土も多い所なんですね。そういうところの道路で、境界の杭がですね、道路面の舗装の肩に杭打ちがしてあるわけです。これは私の判断が違うかもしれませんが、ちょっと首をかしげました。それはいろいろな事情があるでしょう。そこに関係する土地ではお互いに地権者間の調整ができなくて、そうなってるかもしれませんが、道路敷とはどうあるべきかということを、担当者はプロとして適当なアドバイスをしながら作業を進めるべきではないか。それこそ100年の計である大事業であるから、今後の取り組みとして何でも、地籍が確実になればいいというような考え方ではなく、もっともつこの事業を、大事に扱ってほしい事業だというふうに私は考えております。また、未だに地区として実施済みの中でも杭の入っていないところもあると聞きます。町道として測量済みでありながら、私有地がそのまま残っているところもあると聞きます。くどい様ですが、100年の計と言われるこの事業にあつて、明確な境界ができて、誰がいつでも必要として知りたい時、速やかに対応できるようにしておくのが、行政のサービスではないかというふうに私は考えます。古い話になりますが、1800年、和暦でいいますと寛政12年から17年かけて、伊能忠敬によって日本地図ができ上がったといわれています。約200年前に日本地図ができあがったわけですが、200年前には17年で日本地図を作り上げられたということですから、今日行われておる地籍調査事業は、あまりにもスピード感がないと思っております、境界の件と合わせて見解を伺いたいと思います。以上です。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君)

○ 建設環境課長 それでは、6番 鈴木議員の一般質問にお答え申し上げます。

白川町美しいまちづくり条例では、白川町民は、すばらしい自然とともに生活している。この自然環境は、そこに住む人々によって守られており、この活動を継続、更に発展させなければならない。この条例は、町民憲章の精神を尊び、人と自然が輝くあつたかいまち美濃白川を築くため、町民1人ひとりの環境美化事業への積極的な参画により、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とするとあります。本町の場合は、自治協議会及び自治会、その他ボランティア団体により、このすばらしい自然環境を守るため、環境美化活動にご協力いただいております。大変ありがたく存じます。

それではまず、1点目の公衆用道路と民地境界についてお答え申し上げます。この美しい町づくり条例の第8条で、町内の土地又は建物の所有者、占有者等は、道路沿線の道端10メートル以内において、道路環境維持のため雑木

等の除去が必要と思われるときは、枝打、草刈又は除伐等を行い、自らの土地の管理に努めなければならないとあり、第9条では、町長は、所有者等に対し、交通安全上特に支障があると認めるときは、道路環境維持の実現のため必要な指導又は助言を行うことができるとあります。それでも、改善されなかった場合には、勧告・命令・公表という段階を経て従わない人には、最終的に罰則の適用を図ることとしています。この条例の主旨は、違反者を罰することではなく、きれいなまちをつくるために自覚していただきたいということであり、また、条例で定められたことを誰もが注意できるようにすることでもあります。このことから町と致しましては、公衆用道路の支障となる私有地の立木につきましては、所有者等の責任において対応していただくよう、町広報等により協力を求めてまいりたいと考えていますが、高齢者等で手入れの行き届いていない道路脇の森林等の支障木の伐採については、自治協議会又は自治会等に事業主体となっていただきまして、交通の安全確保と森林景観の整備及び環境美化の推進を図ることを目的としております「白川町道路景観整備事業交付金」の制度をご活用していただければと思います。

なお、町では、昨年度から町道の定期的な道路パトロールと道路維持管理作業を臨時職員を雇用し実施しており、緊急を要する支障木については所有者の承諾を得て伐採しております。

次に、2点目の河川敷と民地の関係についてお答え申し上げます。

県では良好な河川環境を維持し、地域として誇りが持てる清流の国ぎふづくりを推進するため、地域の河川に愛着のある県民が自発的に行う河川清掃など地域貢献活動を支援することを目的に「ぎふ・リバー・サポーター事業」を実施してみえます。現在、この事業でリバー・サポーターとして県の認定を受けてみえるボランティア団体は、白川町には4団体あり、除草・幼竹木の伐採・清掃等の河川維持管理活動等を行っていただいています。昨年度、この4団体のリバー・サポーターのボランティア活動に対し、県から総額で476,280円、1団体平均12万円弱の委託費が支払われています。このような県の事業ができる前は、各地域のボランティアは、手弁当、会費制で自発的に補助金をあてにすることなく、奉仕の精神を持って活動を行い、地域に貢献されておりました。その後、河川管理者である県が、地域の皆様の貢献活動に対して一部助成されるようになったと理解しております。十分な支援とはいかないかもしれませんが、地域の皆様の奉仕の精神に応えた制度であると思っております。

また、白川町美しいまちづくり条例第4条第2項では、町民等は、自主的に清掃活動を行うなど、地域の環境美化の促進に努めなければならないとあり、

町と致しましては、河川の景観の保護並びに環境の整備につきましてもできる限り町民の自主的な活動でお願いしたいと考えております。なお、県が管理している1級河川敷地内の支障木につきましては、河川管理者である県に対し要望を行っていき、私有地の立木につきましては、出来る限り所有者等の責任において対応していただくよう、町広報等により周知してまいりたいと考えています。以上、1点目の公衆用道路と民地境界についてと「点目の河川敷と民地の関係についての答弁とさせていただきます。

○ 議 長 続いて、町民課長。

(町民課長 安江寿一君)

○ 町民課長 それでは続きまして、6番 鈴木議員の3つ目として、地籍調査事業に関するご質問がございましたので、私から答弁させていただきます。ご質問の中にあります、地籍調査事業の遂行とその対応にあたる職員の研修等、更に具体例として道路境界についての境界杭の取扱いについてのご質問であろうかと思えます。地籍調査の推進及び成果につきましては、特に最優先とされますことは土地所有者の権利を守るため必要なことであります。そして、行政面では公共、防災事業の円滑な推進、固定資産の適正化などに利用ができて、更に今後心配されます大規模災害での復旧・復興への備えとして、極めて重要な役割を担うものであると考えております。

また、事業を進める上で必要な職員の研修につきましては、毎年ですけれども全国国土調査推進協議会、また東海ブロック協議会、中濃ブロック協議会の研修に必要に応じて参加をしております。その他、現場での経験が大変重要になってまいりますので、係員2人による業務を中心に現場へ出かけ、土地所有者の立会をいただきながら進めているのが現状でございます。

そこで、ご指摘の道路境界の境界杭についてでございますが、切土、盛土の高さにより、法肩、法尻に余裕幅をとって設置することにしてはありますが、中には路肩、法面に存在する樹木の所有見解で土地所有者との間で境界を決定することが難しく、やむを得ず路肩に杭の設置をしている所もあるのが現状であります。

次に、地籍調査済みの地域の中で杭が入っていないところがあるということですが、筆界未定についてのご指摘であろうかと思えます。地籍調査では、境界の確認において所有者同士の同意が得られなければ、筆界未定として取り扱うことになっております。境界を確認できない理由としては、筆界（境界）についての所有者間の話が付かないなどさまざまな理由が場合ございます。しかし、事業を進めている地域全ての境界が決定するまで地籍調査を終了できないとしたら、地籍調査そのものが止まってしまいます。そのような事態を避け

るために筆界未定の処理が法律上定められているものです。

次に、ご質問の後半での地籍調査のスピード感が無いというご指摘ですが、地籍調査につきましては、現在法務局で登記簿、字絵図に基づき調査を行っております。現存の地籍の多くは明治政府において全国的に行われた地租改正事業に伴う土地調査の成果を改良いたしまして、現在の制度化として利用しております。およそ100年前の図面のため、その半分近くが現地と大きく相違しております。また、分筆、合筆、所有権移転の錯誤により、更に相違が大きくなっております。分筆、合筆の調査は、登記の日付と異動届の日付に相違がございまして、すべての移動通知を確認する場合もございます。

地籍調査は国土調査法に基づき進めておりますが、10カ年計画の策定を行いまして、年度ごとに事業計画の提出、あるいは変更等を行っております。また、各工程ごとに県の検査を受ける必要もありますし、最後に国の審査（承認）を受けることとなります。国の審査も3ヶ月程かかり、その後、登記は半年以上かかることとなります。一つの地域が順調に事業が進んでも、登記手続きまでにおおむね5年間という時間がかかってまいります。また、土地所有者の権利を守るためのものであり、その境界決定には慎重を期さなければいけないなどの要因によりまして、時間が経過している現状でもあります。いずれにしても、事業の進捗をスピードアップさせるには、経費的部分が大変重要になって参ります。直近では、平成28年度が実績額で5,276万円、本年度が当初額4,076万円となっておりここ数年を比較しても事業費の増加に繋がっております。これまで以上に国・県への事業費の確保を強く要望しながら、土地所有者の権利を守り適正に管理していただけたらというように少しでも早く地籍調査を完了するように努めて参りたいと考えております。議員各位におかれましても、これまで以上のご理解とご協力をお願い申し上げ答弁させていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

(6番 鈴村正次郎君)

○ 6番 まず一点目の公衆道路に対する町の認識でありますけれども、それぞれ条例で言えば課長の言われた通りであろうかというふうに思うわけですが、私は、皆さんどうですか、職員の皆様方、毎朝登庁される時に、そういうところを感じながら登庁されておるのかというものは非常に疑問を感じるわけです。ですから、私は議員生活これで12年目でありますけれども、誰か気づいてくれんかなという思いのところがあるわけです。ですけども今、課長の答弁でいいますと、いろいろ条例があるから、大丈夫だというような感じに受けとめるわけです。ですから、そのことについて今まで、町長がそういう例えば今、

パトロールをやっておると言われたんですが、そのパトロールがですね、そういうところを見て、写真を撮っていて、町長にこういうところをいろんな事情があるそうですので、頂上から一つ進言してくださいと、そういうようなことを今までにやられたかということをお聞きしたい。今、所有者の責任においてということ強調されるわけなんですけど、むしろ所有者は、大変、そんなところに道路をつくってもらって困る。作ったのが悪いんじゃないかという見解の所有者も中にはあるわけなんです。そこら辺のところはやっぱり担当者が、所有者とひざを交えながら解決していく、そういう環境をつくっていくような努力が今までに見られたという感じは受けとらんわけでありまして。ですからそこら辺を、これから今後ですね、今日まではないわけですから、そのことに対して今後どういうふうに動くつもりがあるのかということをお聞きしたいわけでありまして。

それから、2つ目の河川について、どうですか皆さん。河川、全く今憂う状況じゃないですか。特に最近くるみの木が樹勢しまして、あれは成長が良いもんですから河川を覆ってしまって、そんな美しい河川を見る状況は本当になくなってしまったというふうに感じております。そこら辺のところも、これ河川はパトロールしておらん、県の領域だから私たちはあまり関知しないというような感覚などところがあるかと思えますけれども、やはり私たちの地域のことであるから、やっぱり道路パトロールと一緒に、河川も県がやってくれるのは当然ですけど、県が今まで何回言ってきたかということがあるかということと、地元としてやっぱり白川町は川も売り物にしたいと言っているわけなんですから、その辺を地元としてはどういう対応をこれからしていくかと、こういうお答えがいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは地籍調査についてでありますけど、私の言ってるのは、皆さん方やってる方は今、研修も十分やっておるといようなお話でした。ですが、道路というのは、例えば、特に気づいたのは道路なんですけれども、それは主要の道路であろうが、公衆用道路であろうが、その境目を入れるときはよほど慎重に杭を入れてもらわないと大変なことになるなということをお聞きして、このところ私は実感しました。

それからもう一つ、地籍の結果によってなんですけど、いまだに、もう何十年も使った道路でありながら、そこは未登記の道路があって、その末端には民家があるわけなんです。例えばその民家の方がその家を売却したいとか、いろいろな状況が出てきたときに、途中で私有地があれば、これは当然解決しないわけで、そういうことを踏まえながら、やっぱり道路として、町も助成をしながら、舗装をやったりいろいろしておるわけなんですけど、その辺の核たる見解

をもって、登記が終わっておらなければ登記を終わらせるというような指導をこれからしてもらうのか、今までどおりなのか、その辺をちょっと私は聞きたいと思います。

○ 議長 答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君)

○ 建設環境課長 それではまず最初にですね、1点目の道路のほうに関して答弁させていただきます。町では、道路維持管理作業ということで、臨時職員の方を2名雇用いたしまして、道路維持管理作業および道路パトロールといったことをやっていたいております。それで緊急を要する支障木の伐採とかですね、それから点々補修、それから簡易な排水整備、カーブミラー清掃等というようなことをやっていたいております。それでその中で報告書を一応つくっておりますが、軽微なものにつきましては課の方で止めておりますが、大きいものについては、上まで報告するようにしております。そんな中で、所有者とどういふふうに通じたいかというご質問があったわけなんですけど、今後うちの方としましては所有者の木を勝手に切るということはできません。先ほど言いましたように、自治協議会とか自治会が主体となっていただきまして、道路景観整備事業の制度を活用していただくということもありかと思っておりますが、うちでできることと言いましたら所有者にですね、支障木が交通の邪魔になっておるから、何とか切ってくださいとかということはあるかと思っておりますが、承諾なく勝手に切るとはできないと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから自治協議会及び自治会で行っております春と秋の道路美化作業につきまして、また、その他ボランティア団体による環境美化作業につきましては、大変効果が大きいものがありますし、それをお金に換えようと思うとすごい金額になるかと思っております。財政が厳しい中でなかなか町でやるというふうなことがなかなか困難に思いますので、できるだけですね。町民の方に協力をさせていただきまして、実質的な活動を中心にとということをお願いしたいというふうに思っております。

それから第2点目の河川のご質問に対してですが、河川の支障木について、緊急を要するものについては、支障木が倒れることによって河川をふさいでしまうとかいうものについては、県が対応してくれたこともあります。その他、河川ですね、河川脇に立っている立木につきましても、これについても、町の方で勝手にどうするということもできませんので、まずそういうところがあって、また気になられるということがありましたらですね。議員さんとか地元の方とかですね。話をしながら、この美しい自然環境を守ってい

くにはどうしたらいいかというようなことですね、皆さんの知恵を出しながら検討していただけたらいいのじゃないのかなというふうには私は考えております。1点目と2点目の答弁は以上とさせていただきます。

○ 議 長

町民課長。

(町民課長 安江寿一君)

○ 町民課長

それでは質問の道路敷き、これは私有地、公衆用道路も含めての話ですけども、この杭につきましては先ほどもちょっと説明しましたけれども、いわゆる所有者のこともございまして、地籍調査の事業の中ではそれを尊重しながら杭を打っていくという考えでおります。また、道路の中に未登記があるというご質問につきましては、古くは町道にも各級がございますけれども、各町内にはかなりの町道がございます。以前ご寄附でいただいたケースもございまして、現在地籍調査の中ではそういった中にあります民地につきましては、対処を行っております。登記をして地籍調査事業の中で行っておりますけれども、ただしその登記につきまして、相続登記が必要となっておりまして、かなり古い被相続人があった場合には、困難な作業が出てまいりますので、そういったものについては、なかなか時間の中で収用できないという事情もございまして、新しいものについては、できるだけ相続登記をしながら、その地籍調査事業の中で指導していきたいと、そんな考えでおります。

○ 議 長

町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長

鈴村議員に対しまして、私の思いというものも述べさせていただきたいというふうに思っております。

今の地籍に関しましては、当然、町有地の部分でございまして、多分地籍が済んでから道路がつくられたというような部分もありますし、先ほど言いましたような部分もあると思っておりますけれども、これについては、町の財産でございまして、登記をしていく必要があるというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから河川あるいは道路環境につきましては、県道脇の道路につきましても、それぞれの地域の皆さん方に、切っていただいておりますことは事実でございまして、その中で、町としてどうしておるかということですが、多分町道1本につき数百円しか出ていない状況の中で地域の皆さん方がボランティアで来ていただいております部分の方が大きいと思っております。今後におきましても、その部分というのは、お願いしていかなければいけない部分だというふうに思っておりますが、去年から管理していく職員を2人入れまして、大きな作業はできないですけども、見通しの悪いような所を地主の皆さんのご理

解を得ながら改善させていただくわけでございます。当然、職員も回っておりますけれども、地域の皆さん方からぜひご指摘もいただきたいというふうに思います。

それから、今度の土曜日から白川筋が鮎の解禁でございまして、東白川村へ行きますと、全員の方が出て、川を綺麗に、草を刈っておみえになりました。人を見てますと、商工会の人たちやいろんな人たちが、本当に広い範囲で刈っておみえになりました。そういったことから多分、こちら側の鮎の解禁の時にはきっと皆さんが川を綺麗にされることだろうというふうに思っておりますので、そういう人たちの力もぜひ借りていきたいなという思いでおります。

それから、河川の繁茂する木でございしますが、馬瀬村あたりではその木を残すようにしておられます。落葉樹というもので魚の餌だとか、そういったもので川をより綺麗にするという意味で、落葉樹は残すという政策まで立ち上げられておるところもございしますので、景観とそれとマッチするような形で当然残さなければいけないというふうに思っておりますけれども、そんなことも、県の方とも一緒に協議しながら、景観とそれから魚の住みよい自然環境というものを見極めながら県の方へもお願いしてまいりたいというふうに思っております。以上、答弁させていただきます。

○ 議長 再々質問。はい。

(6番 鈴村正次郎君)

○ 6番 今、町長さんからお答えいただきました3つ目の河川についてでありますけれども、馬瀬川の規模と赤川の規模、あるいは黒川の規模と随分川幅が違うでしょ。ですから、例えばそこら辺の状況についてですね、岸辺の樹木が川を覆ってしまうような状況はよく見受けられるわけで、そこら辺のところをやっぱり、何課が担当するか私は分かりませんが、一遍再確認をした行動を起こしていただきたい、そういうふうに思います。

それから、地籍で未登記の所が、例えば道路敷の中に個人の土地が残っておる、そうした場ですね、固定資産税はどうして賦課してみえるかということをお聞きしたいわけです。使うのは道路として皆が共有しておるわけなんです、そこに個人的な民地が残っておる場合、その地権者のところへ固定資産税を賦課してみえるのか。例えば、旧県道という、今町道になっておりますが、そこらでも拡幅しただけで、未だに岐阜県が未登記のまま町へ移管したわけですが、そこにも民地がある訳です。そういう所からどういう形で固定資産税を賦課しておられるのかと、私はいつも不思議に思うわけなんです。個人の登記があるからそういうふうにして個人の所へ賦課しておられ

るのか。そういうことも一つの疑問点を感じたので、今後の対応の一つの疑問点ではないかと思えます。

それから、道路の環境整備についてはいろいろなことを考えていただいておりますが、道路パトロールをやっているということをお聞きしました。どんな車でパトロールされておられるのか。私は過去、岐阜県の場合、道路パトロールという建設省のですか、黄色い車が走っていて、よく認識はしております。でも白川町の場合はどういう車で、どんな人がパトロールして、そしてこれはちょっとやばいなという所をちゃんと映像に残して、町長に進言して、そういう日報が有るのか無いのか。そこら辺もお答えいただければ、最後の質問としたいと思えます。

○ 議 長 答弁。副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 では質問にお答えさせていただきます。まず、道路と河川の環境保全というか、支障木等の処理についてでございますが、先ほどから町長も言われたように、やっぱり一次的には所有者の責務というのはあると思えますので、所有者の皆さんが支障があるものについては、所有者の責務としてそれを除去するという事は、当然あると思えます。もしそれが出来ない場合は、地域の皆さんで何とかしようという協力を行っていただくという責務があります。それから最後に、どうしてもそれでも出来ない場合は、管理者である町や県がそのことについて対応していくということで、それぞれ自分自分の責務の中で、出来る限りのことをやっていくというのが基本であると思えます。それがお互いに押し付け合うのではなくて、お互いに協力し合って環境を守ったり、安全を確保したりしていくものであると思えますので、町民運動であったりそういう意識を皆さんに持っていただくようなことを、町行政は進めていくということになると思えます。

それから、道路敷につきましても、確かに昔、農道、林道で作られたものが町道へ格上げされた場合に、登記がされていない部分がございます。ただしその部分については、所有者が個人の名前ではありますが、地目は道路という地目にしておりまして、固定資産税はかかっておらない状況でございます。そういう道路がたくさんありますので、今地籍調査でそういうものを道路の方へ登記を進めたり、建設課の方では毎年町道の登記の費用を見込みまして、順次ではございますが、登記を進めておるという状況でございます。

それから道路パトロールにつきましても、2名の方を昨年からは雇用いたしまして、軽トラックに黄色いゼブラの入ったそういう車を今年購入いたしまして、それに乗って週3日勤務していただいて、パトロールをしていただいております。

ります。自分たちでできるような簡単な作業については、自分たちでやっていただきますし、どうしても2人ではできない作業については報告をしっかりといただきまして、その部分については業者さんをお願いしたりして行っております。日報等については、本当にしっかりつけて頂いておりますし、写真等もしっかりつけて報告を受けておりますので、また、どうしても面積が大きいですので、2人で回られますが、どうしても行き届かない所があるかと思いますが、そういう所は町民の皆さんからの情報をいただきながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議 長 6番 鈴村正次郎君の質問を終わります。

次に、2番 服部圭子君。

(2番 服部圭子君)

○ 2 番 それでは議長のお許しを得ましたので、一般質問を2点させていただきます。

まず最初の質問からです。農地などの太陽光発電の設置の許可について、環境条例に盛り込めないかという提案の質問でございます。

白川町では、太陽光の設置が急激に進められてると感じております。私の家でも太陽光発電をつけておりますので、太陽光発電を否定するものでは決してありません。今回の質問は、農地への設置について質問するものです。

白川町の農振除外地申請については、25年度が2件であったのが平成26年から20件前後となり、今年はさらに40件を超える申請が出てきたと聞いております。集落の中にも太陽光発電がつけられたり、農地がどんどん太陽光発電に代わっていくのではないかと危惧するところです。農地の所有者が太陽光発電に農地を転用したいと思われる理由にはうなずけることばかりです。高齢化により耕作できなくなったり、草刈り作業もできないために、そのことが周りに迷惑となる。また農産物、特にお茶に至っては、売価も安く赤字となっている事、鹿やイノシシなどの害が頻繁に起こっている事で、耕作への意欲の低下が広がっているのではないかと推察できます。そんな中で、太陽光を設置すれば収入も見込めますし、草刈も不要ですので太陽光発電にしませんかという話しに共感し、設置しようと思われるのも無理のないことだとも思います。

しかし、このままそれに任せていては次のような問題もあるのではないのでしょうか。1つ、景観が損なわれるのではないのでしょうか。2番目に、住みやすさ、心の豊かさを感じる環境も損なわれるのではないのでしょうか。これ等2点については、白川町環境条例に町民も行政も守らなくてはならないものと謳われています。また、大変重要なこととして、農地を借りたいと思っている人が借りれなくなってしまい、移住定住政策にも影を落としていくのではないのでしょうか。これらの事を考えますと、白川町の景観を守り、心の豊かさを感じる

環境を守るために、そして農地が活用されるためにも、次の3つの施策が必要なのではないかと思います。1つ目には、草刈りをしなくても農地を守っていきける方法の研究、2番目には、農地利用をする借り手を探して、困っている農地所有者とのマッチング施策、3番目には、環境条例の中に太陽光発電についての規制を盛り込むことです。以上、農地への太陽光発電設置についての今後のお考えを質問いたします

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは2番 服部議員のご質問、農地等の太陽光許可について環境条例に盛り込めないかについてお答えさせていただきます。

はじめに、農地に太陽光発電施設を設置する場合、ご存じのように農振農用地からの除外申請と、その後の転用申請が必要になってまいります。白川町では町内全域を農業の振興地域ととらえまして、一部地域を除いた全域を農業振興のための農振農用地として認定しております。毎年4月から翌年3月末日までの1年間に申請された物件を、5月の農業委員会で審査し、その後岐阜県との協議を終えて除外の許可を出しております。

ここ数年、農地に設置する太陽光発電施設建設が増加してきております。申請件数でございますけれども、先ほど質問にもございました平成25年は2件で、3,093㎡ございました。それが平成26年には16件、平成27年は17件、平成28年は27件、今年度平成29年度には45件、60,770㎡の申請が提出されております。

白川町の農地の現状ですが、農業者の高齢化と後継者不足により農地の維持が難しくなってきました。特に未整備の田畑は耕作が大変で放棄される土地も出てきている現状でありまして、草が繁茂して耕作放棄地となる場所もございます。

農業委員会では毎年農地パトロールを行い、農地の状況を確認し耕作放棄になりそうな土地については、所有者にその意向を確認しております。また、農業の担い手として集落営農組織の立ち上げや、新規就農者の確保などの諸政策を関係機関と協力して実施して来ております。一つ一つ確実に実施することで農地を守っていくことになると考え進めております。

質問の草刈りをしなくても農地を守る方法についてでございますけれども、カバープランツの利用、いわゆる草を生やしまして、他の雑草を抑えるという形でございますが、その利用と防草シートの活用などがございます。これにつきましても関係団体と協力し、研究を進めて行きたいと考えております。

次に農地の借り手を探す施策ですが、現在新規就農者はあすなる塾で研修中

に塾長と一緒に農地と住居を探していると聞いております。岐阜県では、昨年、全国農業担い手サミットが開催されたことを契機に、県内での就農者の方が安心して地域に就農できるように、県内5地域で「就農応援隊」を結成しました。農業関係者だけでなく金融機関、商工会、観光協会、消費者団体、農産物直売所、移住定住推進団体、自治協議会など、地域一体となって就農支援の体制を整備しております。白川町・東白川村では地域組織といたしまして、白川町・東白川村就農支援協議会を、先月5月17日に結成しました。この協議会は、昨年11月から準備しておりました、「中濃就農応援隊」と同じく、JA、可茂農林事務所、町村農務担当、生産者組織、商工会、農業委員会、自治協議会など関係者が揃い、就農相談会場での受付・相談から就農塾での活動・定住・農地の確保など多岐にわたる支援をするよう考えております。町村には、ここに、白川町では移住担当でございます企画課も入っております。

このように農地をマッチングする体制が整ってきている状況ですが、農地の状況を把握するために、今回改正される農業委員会の活動が重要になってくると考えます。農業委員会制度が改正され、農業委員並びに農地利用最適化推進委員が新設されました。特に農地利用最適化推進委員は地域の農地の状況を把握し、その状況を農業委員会に報告することとなります。今まで以上に、より細かく地域の農地の状況を把握することを求められています。この体制整備により農地の流動化を促し、担い手のニーズに合った農地の利用が可能になると確信しております。これからの各組織の動向を見つめていただきたいと思います。

白川町環境条例に規制を盛り込むことについてですが、現在の環境条例は法令に適合しない煤煙・粉塵・有害ガス・汚水・騒音・振動・地盤沈下及び悪臭等の排出・発生について、土地区画の変更による災害の防止、廃棄物の焼却禁止、ペット霊園等の設置に規制をしております。環境条例の中には、町民・事業者・町の責務としてのそれぞれ条項を定め、規制の措置についても定めております。質問の農地の太陽光発電施設規制についてでございますが、農地を含めた自然環境の維持も費用や手間が必要となり、所有者や地域の皆さんの努力が必要となってまいります。条例での規制ではなく、地域の皆さんで協議していただくような場を作る事が大事でないかと考えております。新しくなった農業委員さんがその役目を負うことで、地域の実情を把握し結論が出せると良いのではないかと考えます。

最後に、太陽光発電施設として農地の除外地申請に関し、白川町農業委員会は、今現在区画整理された農地は、基本的には他の農業の担い手に委ねるよう進めております。また、未整備農地についても所有者の意向を尊重しながら

極力担い手確保を図るなど農地として利用されるように考えております。新しくなる農業委員会では、総勢22人からなる事で、より地域に密接した活動が出来ると考えております。これからの農業委員会、地域就農支援協議会、中濃就農応援会議とそれぞれの組織を横断的につなぎ、より幅広い農地利用・就農活動に努める事で、農地の利用を促進・地域環境の保全に努めていきたいと考えております。ゆうきハートネットの一員として議員の情報も期待しておりますので、ご協力をいただくようお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

- 議長　ここで、休憩に入ります。午後1時より再開しますのでよろしくお願い致します。（午後0時2分）
- 議長　再開します。（午後1時00分）
- 2番　服部圭子君の一般質問を続けます。
- 再質問、ありますか。はい。
- （2番　服部圭子君）
- 2番　では、1問目の太陽光発電の農地等の利用について環境を条例に組み込めないかということの質問の再質問させていただきます。3つの質問がありまして、草刈りをしなくてもいい農地を守る方法について、そして2番目には農地利用する借りてを探して、困っている人とのマッチング、3番目は環境条例についてということで、答弁の方では、いろいろな今後の関係団体でのという話がありました。

まず1番目についてですが、関係団体とは具体的にどのような方で、そして、この草を生やさずに、草刈りをしないでもいい方法をとというのは、今年中に何らかの方法を出して対応を提案し、具体的に進めるつもりがあるのか、そういった方向で具体的に進めていっていただきたいので、その具体策をお聞かせ願います。関係団体というのは、どのような団体であるのかということと、それを誰が指導するのかということについてお聞きします。

2番目の、新規就農者に対する広範囲での応援隊の結成ということで、非常に意味ある会議ではないかと感じております。白川町でも、それらのもうちょっとコアな、白川町にフォーカスした団体ができるということですが、こういった団体というのは、会議というのも情報交流ぐらいの会議で、年に2回くらい行っていくというような会議が、今までもあるような気がします。そういったことのないように、やはりもう就農者を何軒、何人1年間に入れるんだというような具体的な目標設定、そのためにはどうしたらいいのか、そういった具体策の出る会議を持っていただきたいと考えます。ですので、この会議は年何回ぐらい持ち、どのような人が中心となっていくのか、その時に、就農者並びに移住者を、今まで来た時にはあくまでも実践者、マッチングしていくときの

今まで実践された方々の、実践者の体験というのをきちっと出して、そこから課題を出してくような会議の持ち方というか進め方が大事ですので、そのような具体的な立案と計画をお聞きします。それで新規の方々については、そのような対策をお聞きしたんですが、では今すでに農業や兼業でやられる方々のそういった農地の利用については、どのようにされるのか。お話では農業委員会の方でマッチングされるというような、これからの新しい農業委員会では、そのような点ですごく力を持つように期待されているというような答弁でしたが、現在ですね、40件以上の太陽光の除外地申請が出ているということですが、これらについて、現農業委員会での働きによって、マッチングがされた例がどのくらいあるのか、または、今後の予定、そして、それらの解決に向けて問題点はどういうことであったのか、方向としてこういうことを次の新しい農業委員会には、やって行くように考えているというような、具体的にみえる答弁を期待します。

3番目の景観ということですが、例えばですね、京都市でしたらそういった観光の資源でありますお寺ですとか、そういったものの景観を壊さないように何メートル以上のビルを建てないようにとか、そういったその観光資源を守るための規制というのがあるわけですけども、白川町にとりましては茶畑というのの景観というのは、やはり守っていくことがこれは誰もが考えていることですが、そういった中で今、太陽光発電の申請が遅れているので、これについては、やっぱり、来年度はどうやってその景観を守っていくのかということについての具体的な施策を考えていただきたいですし、それについて具体的にどうやって守っていこうとしているかをお聞かせ願いたいと思います。以上、4つほど質問いたしました。

景観については、町長さんにもご提言いただけたら有りがたいと思います。

- 議長 答弁を求めます。はい、農林課長。
(農林課長 伊佐治優君)
- 農林課長 それでは再質問に対してでございますが、まず草刈りをしなくてもいいということの関係団体でございますが、先ほど申しましたカバープランツでございます。芝のようなものでございますが、それによりまして他の草を抑えるという形でございます。これにつきましては、集落営農組織として、有吉の営農組合が、今現在試験的にやっております。昨年からはじめましたので、しっかりしたという言い方は変ですが、最終的な状況というのはまだつかめてございませんが、1年間やってみると確かに、最初はどうしても草刈りとか準備段階がいりますが、おおむね良好に推移しておる状況でございます。それをいかに増やしていくかということでございますが、これについても費用がかかってくると

ということがございますので、それぞれの営農組合さんで検討をしておみえになるという状況でございます。後、もう一つ考えられますのが、防草シートでございます。これについては、今は田んぼの法面に張っていただいているところが一部ございますけれども、それを全面的に広げていくようなことによりまして、草刈り作業という一つの維持管理の部分の手間が省けるのではないかとこのように思います。ただ、これにつきましても費用がかかってまいります。その中で考えられるのが、中山間地の直接支払制度というものがございます。町内に39団体の方々が登録されておりますが、その登録されたところには国、県、町のいわゆる中山間を守っていただくような補助金が入ってまいります。その中で今言いました防草シートなどの張るものなどを考えていただくようなことも必要ではないかというように思っておりますのでお願いします。これにつきましても、それぞれの各地区の組織の考え方がございますので、一概にはやりなさいというわけにはまいりませんが、地域の中でそれについても考えていただきたいと、そんなことを思っております。

続いて新規就農の件でございますけれども、今言いました中濃地域就農応援隊という大きい中濃地域の組織、それと白川、東白川の応援会議ということを申しました。今現在、就農応援会議、先月発足いたしまして、その中の加入者でございますけれども、トマトと有機のそれぞれあすなろ塾長さんが加入されてございます。当然あすなろ塾長さんの所へ新規就農の方が研修に参られます。そうしますとその情報を皆で共有することで、先ほど言いました農地についてもしかりでございますが、住宅の部分もそれぞれ検討していきたいというふうに考えております。今現在、トマトの就農の方でお二人と、有機の方がお一人おみえになってはいますが、その方々の対応でございますが、それについても就農会議、事務局がJAと美濃加茂の農林事務所の普及課が事務局になってございますけれども、来月になりましたらそれらの対応についての全体会議ではございませんが、関係者を集めて対応していきたいというふうに考えております。それと、アグリチャレンジという新規就農者の募集の県の会議というか、募集する場がございます。岐阜で行なったり名古屋で行なったり、はたまた東京や大阪というような形で募集しております。そこにトマトの関係、有機の関係の方が、それにJAさんか我々行政か、県の方々もございますが、それぞれ一人とか二人というような形で、募集する会場に参加します。その中で、今考えておりますのは募集情報を基に、その会議が終わった後にいわゆる就農応援会議を開きまして、こういう方が会場にお見えになったよという、そういう情報を共有することで、そうしますと今言いました各塾長さんにしましても受け入れる心の準備といえますか、いろんな準備ができると思います。そんなような対

応をこれからしていきたいということで、さっき言われましたように、その都度会議をやっていきたいというふうに思っております。全体会議につきましては確かに年に2、3回になると思いますが、担当者レベルの、事務局レベルのと言った方がよろしいかと思いますが、そういう会議は随時行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

農業委員会の太陽光の件でございますけれども、確かに29年度につきましては先ほど言いましたように40何件という数がございます。その中には、先ほど言いましたように、圃場整備をした農地もございます。これについては、それが8件程ございましたが、それにつきましては、農業委員会の中でも投資をした農地という考えで、その農地は極力やはり担い手を探すべきだという意見でまとまっております。それを受けまして、事務局として、申請をされたそれぞれの地主さんの意向というか、話しをいたしまして、その中の8件のうちの5件でございますけれども、所有者の方のご理解をいただきまして、それぞれ営農組合さんにお任せをするのがございますし、新規就農の方やらゆうきハートネットの会員の方でございますけれども、そういう会員の方に貸すのか、最初は農業委員会への申請でございましたが、地主さんにお話をしている段階で、トマト農家さんに貸してもいいよというお話から今持っておみえの4反ほどの用地を全部貸してもいいよというようなお話まで展開しています。トマトの方に関しましては施設の問題とかいろいろありますので、トマトの塾長さんですね、塾長さんがその農家の方へ改めてお話して、細かい条件をそろえるというようなところまできております。それが現状でございますが、後残りの圃場整備していない未整備の田畑についてでございますが、先ほど最初にもお話いたしましたように、未整備の田畑を守っていくのは大変なことではないかなという思いがございます。その中で、環境条例ということで、規制するというのも考えられますが、規制をいたしましても、田畑の環境と言われるような状態を保たなければいけないことがございます。そうしますと、今さえ農作業が出来ないために荒れてしまい、じゃあそれをどうやって守るかという話しになってまいります。そうしますと先ほど言いましたように、各地域の皆さんが協力して守っていただくと、そんなことを考えております。先ほどお話をさせていただいたように、その中に新たにできます農業委員会の委員さん、その方も含めてでございますが、入っていただいて地域の農地について協議していただきながら地域としての新しい方向を考えていただきたいと、そういうことを思っております。そんなようなことで、農業委員さんを含めて地域の皆さんで、地域のことをいろいろ検討していただきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いしますと思います。

茶畑の具体策というようなことでございますけれども、中々具体的な、じゃあどうするということはございませんが、できれば各お茶の生産組合さんにお問い合わせをして、組合の共同管理というような形で、なんとか農地を、景観保護の茶畑です。できれば、共同で守っていただきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議 長 はい、町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 耕して天に至るという言葉がございましたけれども、今静岡に行きますと茶畑が山のてっぺんまでお茶ばたであったんですが、今伸び放題で、全くよく分かる状態になっておるのが現実でございます。そんな中で、太陽光を規制するあれはないだろうかというようなことだと理解しておりますけれども、私は条例というのは、何々をしてはいけないというようなそんな文言はかりの条例であって、太陽光が決して悪いというふうではないと思います。景色とかそういうのは別としまして、クリーンなエネルギーを供給する上で国もそういった形で進めておる中で、いわゆる場所設定が悪いんだという形だろうと思います。それから私どもの地域において、これからまだ太陽光というのは地主の皆さんがその家の経営をやるうえで、もう太陽光しかないんじゃないかという判断の中で申請されております。行政としてはそれに代わる収入の上がる土地利用というものを示さなければ、その規制というのはできないというふうに考えておりまして先ほど課長が答弁いたしましたように、今研究段階でございますし、適確な状況においては、その変わるものというものが無いというのが現実ではないかというふうに考えております。ただそれぞれの中で、地域の皆さんがまた新しい考えの中で、農業委員会の今度の制度、あるいは農地、水、環境、あるいは中山間地域等のその助成金を使って新しい方向でそれぞれの地域で提案いただけると期待もしているところであります。

○ 議 長 はい、再々質問。
(2番 服部圭子君)

○ 2 番 次の質問がありますので、短く2つだけお聞きします。1番のカバープランツですとか、集落営農の方々に取り組んでもらってるという話しですけども、それ以外のところの方々が今困ってて、太陽光にするとかそういう流れがあるんですよね。ですので、集落営農だけではなくて、全体的にカバープランツ、防草シートだけでなく、農地の振興も含めて、それは次の質問に譲りますけれども、そういうことを考える検討することがあって、例えば集落営農のところではこういうのをやらないかという方法自体を検討するところが必要なんではないかと思います。こういうことも含めて、先ほど言われました、地域で話し合

いを持ってもらうような、というふうに期待するというようなことのお話でしたが、期待してもそういうふうに仕向けられないと出来ないんですね。農業委員さんの活動として、各自治会に出向いていただいて、その集落が農地を借りていく、それから太陽光にしたいという思いのあるそういう思いをきちっと農業委員さんが把握する、そして一緒に話し合う、そしてより良い景観も大事だし、人もマッチングも大事だし、今日はどんな人が希望がありますよというようなそういった移住者情報も含めて、農業委員さんがやはり地域の推進委員さんかもしかたが協力して、各自治会に必ずその1年間のその農地の活用について話し合う場を持つというのを、農業委員さんの仕事にきちっとしていただきたい。それが、期待するではまずやらないのと一緒に、やるところはやるかもしれないですけども、そうするとどんどん進んでいってしまいますので、そのことをできたらやりますというような答弁をいただきたいと思います。その1つだけお聞きして、次の質問にいきたいと思います。

- 議長 はい、農林課長。
(農林課長 伊佐治優君)
- 農林課長 今回の農業委員さんのお話でございますが、先ほど申しましたように農業委員さんと農地再生化推進委員さん、併せまして22人の体制で7月20日から活動を開始していくということでございます。期待をするという言い方でございますけれども、当然、農業委員さん、推進委員さんのお仕事、活動の中に、各自治会の農地の把握、先ほど言われました新規就農の方がおみえになれば、新規就農の方の状況確認というようなそういう事業も出てまいります。その点についても新しくなしまして、新しい方と一緒に事務局の方も研修会を重ねながらより良い方向にしていきたい。当然、推進委員さんというのは新しい形の制度でございます。当然、研修会をやって推進委員さんとしての仕事の内容も把握していただかないといけないというふうに思っておりますので、いわゆる7月20日に就任された後に、いろんな研修会を通して、今議員さんが言われたような各自治会での活動等も進めていって行くような方向で研修の方、進めてまいりますので、よろしくをお願いします。
- 議長 では、次の質問に移ってください。
(2番 服部圭子君)
- 2番 2番目の質問です。
白川町の農業担い手のIターン、Uターンの定住、移住を更に本気に進める方策ということで質問いたします。
子どもの生まれた数が0人、1人というような地区が出てきました。この事実は非常に深刻です。学校も生徒がいなくなれば、そういった地区が出て

きて学校は消滅します。そして、現在でも高齢化により、担い手が少なくなったその中でもさらに少ない若手の担い手たちが、このままでは将来自分たちだけでは守りきれないそういった状況が出てきます。この若い人たちのためにも、子どももいない、農地は荒れる、こういった状況を進めるとまさに消滅都市ではなく、消滅地区がまずは出てきてしまいます。このような危機的状況であることは、当然認識されていると思いますが、ですから、本気で農業を担うIターンUターンの移住者を受け入れ、育てなくてはならないのではないのでしょうか。

これまでの3年あまり、サポートセンターが空き家対策、移住政策等行ってきており、協力隊の任命など移住定住政策の努力には大変感謝しております。おりしも、テレビ岐阜にイジュー！では、定住促進の機運の広報はされ、チャンスがこの白川町に訪れていると思います。また、これまでも白川町は、岐阜県の中でも農業者の移住者が多いという事で、大変評価されています。しかし、この子どもが生まれなくなっているという地域の現実は、少しも、一時とも待ってられません。担い手の移住促進のために、これまでに加えて、さらなる一手を講じなくてはならないと私は思います。その為には、1、住宅政策、2、茶畑等畑の農業活用、特に畑でできる、いや畑でないといけない果樹の町あげでの生産の推進、3、農業の振興のための組織の立ち上げが急務と考えられます。これ等の施策について、また、地域に子どもの声が絶えないために、農地が活用されていくために、町長の力強い具体的計画をお聞かせいただきたいと思ひ質問いたします。

このような3つについての提案、質問をしましたのは、これまでに農業の担い手のIターン移住が進んできたかを振り返りますと、次の3つの点があったからです。それは、農地や土地を探す時、地域の方が同級生や親戚の方々を通じてお世話して下さる方がいたという事です。2番目には、地域で既にトマトや有機農業で営農している農業者がいたので、その人たちとの研修ですとか、出会いがあつて移住しやすかったという事です。3番目は、研修センターや研修生用の住宅もあり、技術の伝達と仲間作りができていたこと、これらの点があったからこそこれまでの定住、移住が少しは推進されてきたのだと思います。更なる一手として、先の3点についてご提案、質問いたします。

○ 議 長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 服部議員の質問に答弁させていただくわけでございますが、昨日、一昨日でございましたんですが、東京有楽町の移住サポートセンターへ立ち寄りました。そこが開くのは10時でございましたので、ちょっと早めに9時半ごろ行きま

したら、結構お待ちになっておられる方がおみえになりました。その方たちを見てますと、みんなお年寄りの方ばかりでございました。定年退職して田舎暮らしをしたいという形の方が、時間前から待っておいででした。私も時間がありましたのでその場でちょっと話をしておりましたら、田舎暮らしっていいよねという形の中でいろんなことを言われ、その方は別に農業をやりたいという形じゃなかったんですけども、多分定年になられたばかりで経済的に安定しているからそういう形で言われたんじゃないかなというふうに思います。今度中に入りまして、岐阜県の担当の方と話しをしておりましたら、自伐林業をやりたいと、そういう方非常に多くみえるという話でございました。でも、自伐林業って本当にできるのという話でございましたが、これは時間が長くなりますので、後からまた話させていただきます。

では、質問の本題にお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、現在白川町にIターン、Uターンによる移住、定住してくださる方は、白川町の新たな担い手であり、心から感謝している次第でございます。また移住、定住してくださった方々の中には、いろいろな特技や能力をお持ちの方が多く、白川町にいろんな意味で新しい風を吹かせてくださっており、町の活性化にも一役買っていただいておりますことをこの場を借りてお礼申し上げたいというふうに思っております。

また、移住定住希望者の住宅支援としましては、空き家等のあっせんはもとより、水源の里住宅取得支援事業や、移住定住促進補助金などによって、移住定住者の方々を様々な形で支援をしてきたところでございます。本年からは、こうした補助制度を一本化して、新築住宅の整備や中古住宅の改修、あるいは家賃補助、さらにはUターン居住等による実家の改修についても補助制度の見直しを行ったところでございます。

こうした制度の甲斐もあって、この2年間で24世帯45人の方に移住をしていただきました。そのうち、中学生以下の子供は9人を数えております。昨年の4月から農業委員会といたしまして、農地取得の下限面積を2,000㎡から100㎡に下げることといたしましたので、現在、移住交流サポートセンターにおきまして、農地付きの物件もあっせんしておるところでございます。農地は要らないとおっしゃる方もありますので、柔軟な対応をしておりますが、昨年は3件ほど農地付き住宅をあっせんしております。

白川町においては、これも議員ご指摘の通り、就農を支援してくださる方も多く、古くから移住者が定着することも多かったわけですが、平成13年からのI、Uターンによります新規就農者の数、平成29年4月時点で、トマト施設園芸農家として14、有機農業で11人の方が就農をされている状況とな

っております。平成29年のあすなろ農業塾としての研修生につきましては、トマト2名、有機3名の方が就農を今されております。これからは移住交流サポートセンターと農業委員会がさらに連携を密にして住宅情報、あるいは農地情報を共有し、提供していくことが重要であると考えております。

茶畑の活用についてでございますが、生産の3要素として資本と土地と労働であることはもうすでにご承知かと思いますが、この3つのバランスの中で何を生産するのか、これは農業の中でも何を作物として選ぶのかという3つの要素の中のバランスによって決まっていくというふうに思っております。

さて、茶畑などの畑の活用として、果物の生産振興を議員は言われており、農地の有効活用に必要の施策の1つではあるというふうい思います。しかし、果物は収穫時の重量がかさむ事や、作業する高さなど作業条件が厳しく、高齢な担い手には厳しい状況があると考えられます。この果物振興に関して、生産者直売所など関係機関と調査研究をし、地域に合った作物の普及を図っていきたいと考えておるところでございます。例えば、今現在出荷をしておりますキウイフルーツだとか、あるいはブルーベリーとか、ほかに今直売所に出てまいりますのは栗だとか渋柿だとか、あるいは梨、桃というようなものが、現在白川町内で生産されておりますけれども、こうしたものの推進も是非考えていきたいなと思っております。

それから農業振興組織に関しましては、町内集落営農組織、ゆうきハートネット、トマト部会、あすなろ塾長会、茶業振興会など町内にたくさんの農業組織が存在しており、今年2月に実施しました白川町農業フォーラムのアンケートにありましたが、それぞれの世代での意見交換や横断的な会議の開催などの多様な要請がありましたので、今年の農閑期における、今年もこれらを数回開催をしてみたいというふうに思っております、議員の一層のご支援とご協力をお願いをしたいと思っております。

○ 議長 再質問ありますか。

(2番 服部圭子君)

○ 2番 いろいろこれまでにやられていて、更に共有していくというようなご答弁でしたが、更なる一手ということで質問させていただきました。そういう意味では住宅政策については、農地はあるけれども家が無いというような問題が今でしております。とても良い条件のところですが、住むところさえあれば今移住の声をかけるという段階ではあるんですけども、そういった農地はあるけれども家が無い。または家はあるけれども農地が無い。農地が無いというところについては、先ほどのような豆の畑地というものの活用がされれば、集落営農ですとかでオペレーターをしながら畑の作物の振興をしていくという、この1

番目の質問と同じですが、やはり農業を振興していくということを最重要視してやっていかなきゃいけない時にあると思います。

昔ですね、桑畑だったところがもう桑の需要がなくなり、そこをお茶にされて、お茶を進めた時には、やはり技術の指導ですとか、それから苗木の補助、それから組合、そして加工する施設を造る、そういった一連の強力な推進があってこそ現在の白川茶があるわけです。やはり荒れてきている茶畑の後をどうしたらいいかというところで、果物というのは、受給という面でもまだまだ白川町民でさえ食べる果物はありませんし、オーガニックの果物であれば、また更に需要はある状態です。ですので、果物も作業条件とかありますが、そういった面も含めて大いに研究し、技術の指導をして、やはり今他にあるだろうかというところで、太陽光ではなく果物、そしてそれを担っていく方がいればこういった問題も少しは先が見えてくるのではないかと思いますので、更なる一手として住宅を建てて、そこを10年住んだらあげていくというような政策が長野県では、それが功を奏して定住に結びついていますので、そういった農地があっても家が無いというような場合のところ、または集落で移住者を呼び込みたいと、農地はあるけど、そういった所には何らかの形で、その地域ごと住宅を造っていくというような方向を探れないかというのを、やっぱり今年1年に何とか、来年度にはもう着工するぐらいの勢いでやっていただきたい。岐阜にイジュウ！が出てきたこのチャンスを活かしてやっていただきと思いますので、住宅政策について、更なる一手についてご提案しましたが、それについてどうでしょうか。住宅のことと、具体的に進めるために、全町として果物を進めていきたいと思いますので、それについてのご回答をお願いしたいと思います。

○ 議 長 答弁を求めます。副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 まずは住宅の件であります。先ほどの答弁の中でもありましたが、空き家が沢山ありますので、その空き家の活用を行っていくということで、空き家とのマッチングを行っていくということを今、情報を共有化して進めるということが1つです。更にもう一步踏み込むと、農地付きの空き家だけではなくて、農地がついてない空き家の回りに、他の地主で貸したいという農地があるかないかを調べて、例えば空き家をこの方が貸します。農地を貸したいという方が別であるという情報も仕入れながら、そういうマッチングをしていきたいということを考えております。

それから新しく移住、定住のために住宅を造るということに関しましては、今年の予算の中で、住生活の基本計画を作る予定をしております。その計画作

りを今年やりますので、その計画ができた段階で具体的な、今度はそれを制度として落とし込んでいく具体的な基本の指針にしたいと思っております。確かに町が作って、住宅に何年か住んだらお渡しをするとか、そういう制度がいろんなところで行われておりますが、メリット、デメリットがあるかと思っておりますので、そういうものもしっかり検証しながら、白川町に一番あった住宅政策の制度設計を今後進めていくということにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから果物につきましては、適地がありますので、白川町に何が一番あっておるのかとか、白川町も200mから500mくらいの標高差がありますので、その標高差を利用してそれぞれの地域の中でどういうふうになっているのかというものは、しっかりここを調査、研究しながら、もしどうしてもやりたいということがあれば、実証的に何らかの補助金を活用しながら行っていくようなことも検討したいと思っております。

- 議長 再々質問。
(2番 服部圭子君)
- 2番 消滅都市にならないために、どこかの町だったと思えますけれども、1年に10軒、子どもをそれだけ毎年移住させればなんとかなっていくんだというような数字が出ています。白川町では、どのくらいの数字を目標とされているのかをお聞きしたいと思います。また、目標をたてて、じゃあどうするのかという戦略がでてくるかと思っておりますので、今回担い手ということは子どもさんがいる、または若い人たちの移住を促進するという点での、具体的な策略をお聞きします。
- 議長 答弁。はい、副町長。
(副町長 佐藤滋君)
- 副町長 ちょっと数字をここに持ち合わせておりませんので、数字について答弁はできませんが、創生戦略のための計画づくりをしまして、その中のKPIの中に従事者をどれだけ5年間の内に何人住んでいただくようなことをするかというような数字をもっておりますので、それに向けてサポートセンターの設置をし、空き家バンク等も作りまして、その対策を行っておるということでございます。もう一つ大事なことは、ここに住んでいらっしゃる方が出て行かれないように、ここに住み続けていただくような施策を行うということで、実家の改修に対する補助でありますとか、水源の里の住宅補助なども行っておるということでもありますし、先ほど各地域に住んで、将来的に何年か住んだらその住宅を本人のものにするという政策があるということもございますが、そういった政策についても、例えばレッドゾーンにいらっしゃる方が新たに家を造るような場合に、

土地を求めても無いということで出て行かれるケースとかいうのがありますので、各地域の中で安全な場所に土地を確保して、そういう所へ移っていただくような、そういう制度設計も出てくると思いますので、そういった今いらっしゃる方の定住を、とどまっていたといた制度設計と、それから他所から来ていただく方を受け入れる制度設計の両方を、うまく両輪を回しながら人口の増加、もしくは今より減らないように、そんなことをやっていきたいと思っております。

○ 議長 2番 服部圭子君の質問を終わります。

次に、1番 藤井宏之君。

(1番 藤井宏之君)

○ 1番 ただ今、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。2つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目ですけれども、白川町PR映像制作の提案について質問いたします。名古屋テレビ開局55周年記念番組「岐阜にイジュー！」が深夜番組としては大変好評でありまして、視聴率も3.8%で約130万人の方が見ている数字だというふうに聞いております。誠に喜ばしいことと嬉しく思っております。これは、名古屋テレビからの働きかけのお陰であると思っておりますけれども、行政トップの判断が良かったことと、エキストラに多数の町民の方々の応募のあったことに伺えるように、町を挙げて取り組まれたことが番組に反映されたことと思っております。

かつて白川町はPRが不足しているとか、PRが下手だと指摘された時もありましたけれども、昨今では白川町を紹介する観光ポスターも上位を示すランキングに入るなど、大変好評を得てきました。白川町にしかない風物、風景を人の技術によって映し出された映像は、今回のテレビドラマによって更に素晴らしいものとなりました。

そこで私は、白川町のPR映像制作の提案をいたします。四季折々の人々の暮らしと風景、活気あふれる若者、未来を担う子供たちなど、住んでみたい、訪ねてみたいと思わせるような、余韻を残す映像を是非作っていただきたいと思っております。費用は当然かかりますけれども、スポンサーを募集するとか販売するなどして、道の駅、白川口駅、観光施設、また海外展開等活用していただきPRしてほしいものと思っております。PR映像制作についての必要性とそのお考えはあるでしょうか。質問します。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長 それでは1番 藤井宏之議員の一般質問にお答えさせていただきます。

藤井議員のご質問の中でも触れていただきましたとおり、メ〜テレで放映されております岐阜にイジュー！につきましては、町内外で高い評価をいただいております、大変ありがたいことだと思っております。各務原市が市制50周年を記念してドラマの製作をメ〜テレに委託された折りの費用は、90分番組で2,000万円を超えたと聞いておりますので、今回のようにテレビ局側から話を持ちかけていただいている、安価なドラマ製作はまさに千載一遇のチャンスであり、この効果を次に生かさなければならぬと考えているところです。

また、こちらも質問の中で取り上げていただきましたとおり、公益社団法人「日本観光振興協会」が主催する日本観光ポスターコンクールのオンライン投票部門におきまして、昨年度、白川町観光協会が作成しました観光ポスターが3位入賞という成績を収めることができました。各地で展示もしていただけるとのことですので、投票いただきました多くの皆様に感謝申し上げる次第です。

さて、ご質問のPR映像制作についてですが、本町では過去に40周年記念式典に合わせて、当時数百万円をかけて20分番組を作成したことがございます。当時としては斬新な映像でしたが、年数が経つにつれ古さを感じる場所となり、今は記録映像として保管されております。昨年60周年の折には、若手の職員や町民の有志にドローンを活用して記念映像を仕上げてもらいました。手作りとは思えない出来映えに多くの方に高評価をいただいたところです。近年は撮影する機器もいろいろと進歩しておりますので、多額の経費をかけなくても質の高い映像を作成することが可能となっています。全国各地の自治体で、趣向を凝らしたPRムービー等も作成されているようです。視覚に訴えることは大きな効果がありますので、本町においても議員ご指摘のような映像を作成する必要性を感じているところです。先ほども述べましたが、多くの経費をかけずに映像を作成する、いろいろな方法を検討していきたいと思っております。その方法の一つとして、例えば白川町PR動画コンクールなどを開催すれば、多くの白川町の魅力あふれる映像が集まるのではないかと考えているところです。映像のPRの場としては、議員ご提案の町の主要施設のみならず、ユーチューブ等のインターネットを活用していけば広く町内外に発信できるものと思います。観光協会等とも連携しながら進めさせていただくことになろうかと思っておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 私以前ですけれども、バスによるツアーの中でですね、ある町村の方が自分の町のビデオを見てほしいということでDVDをいただいて、約10分くらいに納めてありました。それを見てますと、なるほどうまくその町を紹介しているなというふうに思いまして、全くの一町民の方、その住民の方ですけれども、住民の方が自分の町をPRしたいということで進んでそのビデオを見てほしいという機会が一度ありまして、やはり住民の方がそうした自分の町をPRしたいんだという気持ちにさせるような映像の内容であるがために見てほしいということだと思えます。やはりその出来栄も大事だと思えますけれども、問題は中身でありまして、住民の方が、そこに住んでみえる方が自分の町をPRしたいという気持ちにさせるような、そんな映像を是非、私は提案したいと思っておりますし、当然費用はなるべく抑えて、当然お金がかかるものとわかりますので、先ほども動画のコンクールだとかいろんな方法があると思えます。とにかく町内に住んでいる人、また町内に移住して来てみえる方等も、地域のいろんな良さがおそらくよく分かっておられると思えますし、特に他所から来てもらえた方は見る目も違いますので、是非いろんな方のご意見というか、そういったことをご意見いただきながら、そういった映像を作っていただくということが皆でこの白川町をPRするというところに繋がるのではないかとこのように思っておりますので、是非そういった活用をしていただいて、私はその実現性を願っておりますが、そのあたり町長さんにお伺いいただければお願いしたいと思います。

○ 議 長 はい、町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 私もそのような思いでおりますが、昨日、一昨日でございますけれども、名古屋テレビの社長さんと面談をして、今回のテレビドラマの内容についてそれぞれご意見をいただいた中で、「白川町の人達は役者ばっかですね」ということでございました。是非その役者さんに出演いただいて、そんなドラマを、ドラマというんですかPR番組を作れたらいいなというふうにおっしゃるところでございます。

○ 議 長 再々質問ありますか。
(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 ありがとうございます。次の質問に移ります。

○ 議 長 はい、次の質問に入ってください。
(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 2つ目の質問ですけれども、住宅ストック活用計画の進捗状況等について質問します。先程の服部議員の質問によりまして、町長並びに副町長からも

返答がありましたので重複するところが出てくるかなというふうに思っておりますけれども、質問させていただきます。

先ほどのテレビドラマ「岐阜にイジュー!」の視聴率の高さにもよる影響で、サポートセンターへの問い合わせもここ数件来ているというふうに聞いております。

町内には、田舎に住みたいとの希望で、農業をやっている方、また町内の会社に勤めている方など職種を問わず白川町を生活の基盤として住んでおられる方々がこの2年間で24世帯45人ほどおられ、10年のトータルですと56世帯111名の方々がこの町内で生活をされておられるというふうに聞いております。特に農業を目指して白川町へ移住してこられる方々がここ数年増えてきました。私の地元でも今年3軒ほど来ておられます。しかし、住まいの確保に大変苦慮されたとも聞いております。

第一優先に空き家を紹介するのは当然でありますけれども、移住して来られる方々は農業ばかりでなく、白川町の空気の良さ、また人の良さに魅かれて来られる方々が、一般の会社に勤められる方々もあります。

町では、持家を取得したり改修したり、又賃貸物件の改修をする場合等の住宅取得等支援事業補助金を創設するなどして、結婚、Uターンや転入者に対して、また若者の転出抑制の為にも支援を行って頂いております。そのような中で、1つ目の質問として、今年度「住宅活用ストック計画」これは1月18日の全協で聞いておりますが、今年度の住宅活用ストック計画の策定進捗状況をお聞きしたいということ、2つ目に、これは以前の私の質問ですけれども、平成27年12月の定例会で一般質問しました、若者定住住宅の整備についての中で、島根県美郷町が行っている若者定住住宅事業の中で、40才以下で小学校以下の子供さんを持つ世帯に対し、新築の平屋一戸建て住宅を整備、家賃3万円で20年後に住宅を、そしてさらに5年後の25年後には土地を町から無償譲渡することができるという住宅であります。更に魅力あるのが、住宅を建設する前に入居者の募集を行い、審査会にて入居者を決定、入居者はいくつか用意されたパターンの中から自由に間取り、壁、床、電化、ガス等も自由に選ぶことができるというものです。しかも美郷町では各地域に若者定住住宅を建てているところが一つのポイントです。

私は、こうした若者定住住宅の白川版を作ることも住宅活用ストック計画の一つであると思います。平成27年12月の一般質問した時の企画課長の回答が「検討していく必要がある」との事でした。今年度の住宅活用ストック計画に反映されるのでしょうかお聞きしたいと思います。

○ 議長 はい、答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君)

○ 建設環境課長 それでは、1番 藤井議員の一般質問にお答え申し上げます。

今年度策定を予定しています住宅のストック計画は、平成16年3月、町営住宅を長期有効活用するために策定した「白川町町営住宅ストック総合活用計画」を全面改正し、住生活基本法及び岐阜県住生活基本計画等の趣旨に基づき、子育て世帯や高齢者世帯、その他住宅の確保に配慮を要する者の居住の安定のほか、住宅の長寿命化計画、空き家を含めた移住・定住施策としての住宅のあり方などを総合的にとりまとめた「白川町住生活基本計画」及び、ストックの適正な維持管理を図るための「白川町町営住宅長寿命化計画」の策定をするものです。

計画の策定進捗状況でございますが、現在、複数の者に企画を提案してもらい、その中から最も適した受託候補者を特定する方式、プロポーザル方式にて進めるため、仕様書を作成しているところです。計画の策定では、全世帯を対象にアンケート調査を実施し、町民の住宅及び居住環境に関する現状、意識、多様化・高度化している居住ニーズなどを把握し、基礎資料とする予定です。

岐阜県住生活基本計画では、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標として「子育て世帯や高齢者世帯等の生活に適した住まいづくりの推進」及び「総合的な空き家対策の推進」、「移住定住の推進」など6つの目標を設定し、その達成のために必要な基本的な施策を掲げています。今年度、策定します「白川町住生活基本計画」につきましても、県の計画を踏まえて策定する予定でありまして、先ほど服部議員さんの質問で町長、副町長が答弁されましたとおり、若者定住住宅をこの計画に反映させることについては前向きに検討させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上「住宅ストック活用計画」の進捗状況等についての回答とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。

(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 ありがとうございました。前向きに検討していくということですので、大変期待をしておりますけれども、先ほどこの質問につきましては、町長または副町長からもその言葉をお聞きしておりますので、私は農業を含め、いろんな方が田舎の魅力に惹かれて白川町で生活されている方が現況みえます。私も以前その方々と一緒に懇談会の時に参加させていただいて、本当に素晴らしい人たちが白川町に来ていただいているという印象を受けていますので、是非魅力あるこの白川町にいろんな人が沢山来ていただいて、活躍していただきたいというふうに思っております。そういった中で、空き家のこともしかり、いろんな

選択肢があるというのも白川町ならではの住宅ストック計画の中に組み込まれていってもらえれば良いというふうに期待しております。ただ先ほどプロポーザルというようなことで進めていかれるということですが、もしその辺りの日程的なスケジュールというか、その辺は検討されているのかお聞きしたいです。

- 議長 答弁を求めます。建設環境課長。
(建設環境課長 藤井勝則君)
- 建設環境課長 プロポーザルの方式につきましては、現在仕様書を作成中で、大体出来てはおりますけれども、それはプロポーザル方式ということで、業者の選定ということになります。それで、業者の選定につきましては、今までは住生活基本計画等を作った経験のあるところを対象に行いたいと思いますので、現在そのような状況でございますが、よろしくお願ひします。
スケジュールにつきましては、何とか12月くらいまでに計画を案として作らせていただきたいというふうに思っております。ただ、全戸対象にアンケートをとって、それを回収して集計しないかんということもございまして、それより遅れてくるかもしれませんが、現在としては何とか案までを作って、議員さんに見ていただきまして本計画というふうにしたいと思っておりますので、現在の計画では本年度中に仕上げるというふうに考えております。
- 議長 はい。
(1番 藤井宏之君)
- 1番 質問はしませんが、岐阜にイジュー！の視聴率が相当高いということですので、白川町に移住先を求められる方も、これから相当問い合わせ等も増えてくると思っておりますので、その時に何らかの返答がすぐできるような状況にさせていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終ります。
- 議長 1番 藤井宏之君の質問を終わります。
一般質問を終ります。ここで休憩に入りたいと思ひます。2時15分まで休憩とします。(午後2時05分)
- 議長 再開します。(午後2時15分)
◇日程第5 議第28号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議長 日程第5 議第28号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第28号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第28号を原案のとおり決することに、ご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第28号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第6 議第29号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第6 議第29号 「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第29号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第29号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第29号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 議第30号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第7 議第30号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第30号 白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて、議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第30号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号「白川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第8 議第31号 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第8 議第31号「白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君 登壇)
- 農林課長 議第31号 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第31号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第31号「白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第9 議第32号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について
議題33号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について
- 議 長 日程第9 議第32号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」、議題33号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について」を一括議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君 登壇)

- 建設環境課長 議第32号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について、議題33号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
始めに、議第32号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。
次に、議第33号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第10 議第34号 平成29年度白川町一般会計補正予算(第1号)
議第35号 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議長 日程第10 議第34号「平成29年度白川町一般会計補正予算(第1号)」、議第35号「平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」以上2件を一括議題とします。
- 議長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。
- 議長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を、6月16日までに終わるよう、期限を付したいと思えます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月16日とすることに決定

しました。

○ 議 長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日16日、午前10時から第1会議室において予算審査常任委員会を開催し、その後、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

本日はどうもご苦勞様でした。

(午後2時33分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員